

恩納村景気回復支援商品券

新型コロナウイルス感染症が村内世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、売上が低下した村内農水産業、村内事業所を応援するため、村民に対し、村内事業所で利用できる景気回復支援商品券を発行します。



対象者

令和2年7月1日現在、村に住民登録している方及び、同年7月1日以降12月28日までに出生し、住民登録した方。

商品券の内訳

- ・対象者1人あたり10,000円（1枚あたり500円）
- ・3,000円分の「農水産物用」商品券と、7,000円分の「共通商品券」を1セットにして交付します。

交付方法

- ・商品券は順次、簡易書留で送付します。受取にはサインが必要なため、全世帯に行きわたるには時間がかかります。
- ・送付は、8月下旬から9月下旬の間に行います。
- ・世帯によっては、受け取るタイミングが異なります。ご了承ください。

使用方法

村内事業所の加盟店でご利用いただけます。
※おつりはできません。

使用期間

2020年12月31日（木）

みんなで恩納村を
盛り上げよう！



特殊詐欺にご注意ください！

- 商品券は無料で村から送付します。村から一切お金を要求することはありません。
- 送料・発行費用など、お金を要求するものは詐欺です。
- お金を要求されたときは、役場または警察に連絡・相談してください。

商工観光課 ☎ 966-1280 石川警察署 ☎ 966-4110

締め切り間近！ 村内事業所向け支援事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動の収縮に伴い、影響を受けた村内事業所を対象に、村では下記の事業を展開しています。

村内事業所家賃支援事業

対象事業者

村内で店舗等を賃借して事業を営む中小企業者等又は個人事業主等であって、次のすべてに該当するものとする。

- ①令和元年12月末日までに納期限が到来した市町村民税等に未納の額がないこと。
- ②賃貸借契約を交わしており、令和2年3月及び4月の家賃が発生していること。
- ③令和2年3月又は4月のいずれかの月の売上高が、前年同月比2割以上減少していること。

支援金額

令和2年3月又は4月分の賃料にあたる金額で、1店舗1か月あたり10万円を上限とする。

申請期限

10月31日まで

雇用調整助成金活用事業所支援事業

対象事業者

村内に住所があって、村内で事業を営む法人及び個人事業主であって、令和2年4月から6月までの間に、国の雇用調整助成金制度を活用し、雇用調整助成金の支給申請を行い、決定を受けていること。

支援金額

令和2年4月から6月のうち、2か月分の雇用調整助成金助成額の1割にあたる金額で、上限額を次のとおりとする。

- ①対象労働者数が99人までの場合は1か月あたり20万円とする。
- ②対象労働者数が100人以上の場合は1か月あたり30万円とする。

申請期限

10月31日まで

- 申請書、その他必要書類、申請方法、および給付条件等は村ホームページをご覧ください。不明な点は商工観光課までお問い合わせください。